

川俣町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和5年5月1日発行 No. 43

【連絡先:川俣町役場 024-566-2111】

令和5年度の新型コロナワクチン接種について
【問合せ先:保健福祉課健康増進係 内線2201】

5月8日以降から8月にかけて、令和5年春開始接種が始まります。

対象となるのは、1・2回目接種を終了している方で、前回接種から、3か月以上経過している次の方です。詳細につきましては、郵送される案内文書をご参照ください。

使用するワクチンは、モデルナまたはファイザー社製のオミクロン株対応2価ワクチンです。ワクチンの種類は、国からのワクチン供給状況により、ご希望に添えない場合があります。

◇高齢者（65歳以上の方）

前回接種から3か月以上経過した方へ順次接種券を送付します。

前回接種を町内で受けた方は、あらかじめ接種日程を指定しますので、キャンセルや日程の変更の場合は、必ずコールセンターへご連絡をお願いします。

◇12歳～64歳の方で、基礎疾患のある方、重症化リスクが高いと医師が認めた方で2回目接種を終了している方、医療従事者の方は、申請をすることで接種を受けることができます。

【申請期間】 令和5年5月1日（月）～6月23日（金）

※6月23日以降も随時受付します。

【申請方法】 川俣町ホームページの申請フォームから申込みをしてください。

インターネットの申請が難しい方は、コールセンターへご連絡ください。

コールセンター 024-597-6321 午前8時30分～午後5時（土日祝日を除く）

【対象となる基礎疾患について】

基礎疾患に該当するかご不明な場合は、事前にかかりつけ医等にご相談ください。

皆さんそれぞれにご事情が異なるため、こちらで判断することは出来ません。

≪18歳以上の方の場合≫ 次の（1）または（2）に該当する方が対象です。

（1）以下の①～⑭に掲げる病気や状態の方で、通院または入院している方

①慢性の呼吸器の病気

②慢性の心臓病（高血圧を含む。）

③慢性の腎臓病

④慢性の肝臓病（肝硬変等）

⑤インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病

⑥血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）

⑦免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。）

⑧ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている

⑨免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患

⑩神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）

⑪染色体異常

⑫重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）

⑬睡眠時無呼吸症候群

⑭重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

※ただし、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」

療育手帳を所持している方へは、申請がなくても接種券を発行します。

（2）基準（BMI30以上）を満たす肥満の方

$BMI = \text{体重} (kg) \div \text{身長} (m) \div \text{身長} (m)$

BMI30の目安：男性 身長170cm 体重87kg 女性 身長160cm 体重77kg

《12歳～64未満の方の場合》

- ①慢性呼吸器疾患
- ②慢性心疾患
- ③慢性の腎疾患
- ④神経疾患・神経筋疾患
- ⑤血液疾患
- ⑥糖尿病・代謝性疾患
- ⑦悪性腫瘍
- ⑧関節リウマチ・膠原病
- ⑨内分泌疾患
- ⑩消化器疾患・肝疾患等
- ⑪先天免疫不全症候群、HIV感染症、その他の疾患や治療に伴う免疫抑制状態
- ⑫その他の小児領域の疾患（高度肥満、早産児、医療的ケア児、施設入所や長期入院の児、摂食障害）



※「令和5年秋冬接種（9月以降）」は、初回接種（1・2回目接種）を終了した5歳以上すべての方が対象となります。

5歳～11歳の方の新型コロナワクチン追加接種について
【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

初回接種（1・2回目）が終了している方へは、追加接種としてオミクロン株対応2価ワクチン接種を開始します。前回の接種から3か月以上経過した方が対象です。

対象となる方へは、郵送で接種の案内をします。

【接種日程】

	接種日程		会場	備考
1	5月13日（土）	午前	川俣町保健センター	どちらか1日の集団接種になります。
2	6月10日（土）	午前		

【予約の方法】

接種券が届いてから予約をしてください。詳しくは接種券に同封します。

予約は、電話（024-597-6321）、インターネットの2つの方法で受け付けます。

生後6か月～4歳の方の新型コロナワクチン接種について
【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

3回目までセットで初回接種をします。

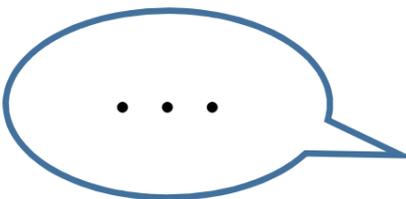
1回目・2回目は3週間、2回目・3回目は8週の間隔をあけて接種します。

生後6か月を迎えた方へは、郵送で接種の案内をします。

【相談窓口】

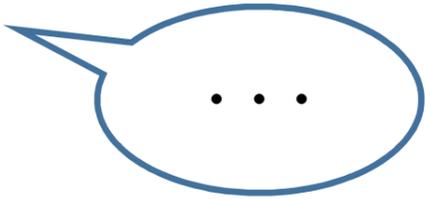
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター

- ・フリーダイヤル 0120-761-770
- ・受付時間 9時～21時（土日祝日も実施）



福島県新型コロナワクチン副反応コールセンター

- ・フリーダイヤル 0120-336-567
- ・受付時間 9時～20時（土日祝日も実施）



福島県新型コロナワクチン子ども相談窓口

- ・フリーダイヤル 0120-191-567
- ・受付時間 9時～20時（土日祝日も実施）

感染症法上の位置づけ変更（5類感染症）に伴う対応について①
 【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

項目	現 状		5類感染症への変更後（5月8日以降）	
外来診療体制	症状がある方が受診する診療・検査医療機関を県内688か所指定		これまでの診療・検査医療機関に加え、幅広い医療機関で受診・検査ができる体制構築に向けて、外来診療体制を整備するとされました。	
	対応可能な医療機関（医療・検査医療機関）の公表		対応可能な医療機関（外来対応医療機関）の公表	
入院受入体制	入院が必要な患者を受け入れる病床を確保（通常時最大766床）		これまでの受入医療機関に加え、幅広い医療機関で入院受入ができる体制構築に向けて、入院受入体制を整備（県が指定する確保病床は段階的に縮小）	
相談・療養支援等体制	療養施設	宿泊療養施設を確保・運営（699室）	感染症法に基づく患者の外出自粛は求められなくなるため、隔離のための施設は終了します。	
	相談・健康観察	一般相談	新型コロナウイルス感染症に関する問合せに対応	療養等に関する相談窓口を一本化（仮称）新型コロナウイルス感染症相談センター ▷ 体調不良時の受診先相談 ▷ 自宅療養中の健康相談 など
		受診相談	体調不良時の受診先の相談等に対応（受診・相談センター）	
		療養中の相談	陽性になった方への療養中、体調悪化時の健康相談に対応（フォローアップセンター）	
健康相談	陽性者のうち重症化リスクの高い方（医療機関からの発生届があった方）への療養期間中の健康観察の実施（保健所、フォローアップセンター、訪問看護ステーション等）		必要時に医療機関・訪問看護ステーションの連携による療養支援は終了します。	

感染症法上の位置づけ変更（5類感染症）に伴う対応について②
 【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

項目		現 状		5類感染症への変更後 (5月8日以降)	
相談・療養支援等体制	生活支援	食事等支援	外出自粛要請により食料品の調達が困難な方への食料配送	感染症法に基づく患者の外出自粛要請は終了	療養に備えた準備（食料品、解熱剤、検査キット等の備蓄や備え） 体調の自己管理等のお願い
		パルスオキシメーター	重症化リスクの高い方等への配布		
	検査登録	検査キット配布センター	濃厚接触者・有症状の方への検査キットの無料配布	発熱時の患者に対する検査にかかる自己負担の公費支援は終了	
		陽性者登録センター	自主検査で陽性だった方がWEB申請し、医師による診断を経て陽性登録を実施		
高齢者施設の対応	医師や看護師などの感染対策支援チームを派遣		医師や看護師などの感染症対策支援チーム派遣は継続		
	陽性者確認時のかかり増し費用を所定の基準により補助		感染症対策等を行った上での施設内療養に要する費用を補助		
	施設の嘱託医や協力医療機関にかかる自己負担の公費支援		施設の嘱託医や協力医療機関による診断・治療・入院調整を強化		
治療費等の負担	発熱時の患者に対する検査にかかる自己負担分の公費支援		公費支援は終了		
	新型コロナウイルス感染症診断後の外来資料費の自己負担分を公費負担		新型コロナウイルス感染症治療薬の処方を受けた場合、その薬剤費についてのみ公費支援を行う。		
	入院医療費の自己負担分を公費支援		①新型コロナウイルス感染症治療薬の薬剤費について公費支援 ②高額療養費制度の自己負担限度額から上限2万円を減額		
発生動向把握	医療機関からの報告により陽性者の全数を把握		特定の医療機関（定点）からの週1回の報告をもとに流行状況を把握（週1回公表）【定点把握】		